

## 平成24年度土地及び家屋の価格等の縦覧帳簿の縦覧のお知らせ

税務課 TEL 934-2242

地方税法第416条の規定により、土地及び家屋の価格等の縦覧帳簿を役場税務課にて縦覧に供します。縦覧できる方は、土地及び家屋の納税者です。

○縦覧期間 4月2日(月)～5月31日(木)の平日  
○縦覧時間 8時半～17時15分  
※縦覧される方は、印鑑または固定資産税納税通知書、課税明細書等をご持参ください。

## 平成24年度固定資産税課税台帳の閲覧のお知らせ

税務課 TEL 934-2242

地方税法第382条の2の規定により、固定資産税課税台帳を役場税務課にて閲覧に供します。閲覧できる方は、本人(代理の場合、委任状が必要)、納税管理人、相続人、借地人、借家人等です。

○縦覧開始日 4月2日(月) ※平日のみ閲覧可  
○縦覧時間 8時半～17時15分  
○閲覧手数料 4月2日(月)～5月31日(木) …無料  
6月1日(金)以後…1納税者(共有含)につき300円  
※閲覧される方は、印鑑または納税通知書、課税明細書等関係書類をご持参下さい。また相続人の場合は、被相続人との関係がわかる書類(戸籍等)、借地・借家人の場合は契約書等を提示して下さい。

## 経済センサス-活動調査調査へのご回答ありがとうございました

産業振興課 TEL 934-2223

○2月に実施した経済センサス-活動調査は、全ての企業・事業所を対象に、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する我が国唯一の調査です。

○調査の結果は、国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として活用されます。

○調査票に記入していただいた内容は、統計の目的以外(例えば税の資料など)に使用することは絶対にありません。安心して御提出ください。

○記入していただいた調査票は厳重に管理し、集計が完了した後は完全に溶かし、再生紙として生まれ変わります。

○調査の趣旨・必要性を御理解いただき、まだ回答がお済でない場合は、お早目の回答をよろしくお願いいたします。

経済センサス-活動調査コールセンター  
TEL 0120-44-1034 (無料)  
IP電話などフリーダイヤルに接続できないとき  
TEL 03-6830-1034 (有料)

## 学童保育の対象学年を4年生まで拡大します

子育て支援課 TEL 934-2250

町では、放課後帰宅しても保護者が就労等で不在である家庭の児童の健全な育成を図ることを目的に、学童保育事業を実施しています。

対象児童は、原則、宇美町立小学校の1～3年生ですが、平成24年度から各学童保育所の定員(30～60人)の範囲内で、4年生まで拡大します。ただし、定員を超過した場合は、低学年を優先とした選考になります。新4年生で、4月からの入所を希望される方は、3月22日(木)までにお申込みください。詳細は各小学校や学童保育所で配布したチラシをご参照ください。

○会費 月額5,000円(その他保険代等が必要)  
○開所時間 放課後～17時(学校休業日は8時～)  
○申込先 宇美町学童保育連合会  
原田3-1-1(はるだっこ第2クラブ内)  
TEL 934-3811

## 森林の所有者届出制度が4月からスタートします

産業振興課 TEL 934-2223

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

○届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

○届出期間 土地所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

○届出事項 届出書には、届出者と前所有者の住所、氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書(写しも可)又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。※詳しくは産業振興課(Tel 934-2223)または福岡県農林水産部森林全課(Tel 643-3545)までお問い合わせください。

## 年金定期便相談を廃止します

住民課国保年金係 TEL 934-2241

毎月第二火曜日に実施していた社会保険労務士による年金定期便相談は、平成24年4月より廃止となりますので、ご了承ください。

## はり・きゅう施術利用確認カードのお知らせ

健康福祉課 TEL 934-2243

平成24年度のはり・きゅう施術利用確認カードの申請受付を3月30日(金)より役場健康福祉課介護高齢者支援係④番窓口で行います。

はり・きゅう施術費補助事業は、町指定の治療院ではり・きゅうの施術を受けたときに1,000円助成する制度です。

○対象者 満60歳以上の方  
※入院中・施設入所中の方は対象になりません。

○助成内容 年度利用回数40回、助成金額は施術1回につき1,000円(1,000円を超えた金額は個人負担)

○申請に必要なもの  
①年齢を証明する書類(健康保険証・介護保険証等)  
②印鑑(代理申請の場合は、代理者の印)

## 就学援助制度のお知らせ

学校教育課 TEL 934-2245

この制度は、経済的な理由によって就学することが困難な福岡県内の小・中学校に在籍する児童生徒で、基本的に宇美町内に住所を有し、かつ、現に居住している方に対して、学用品費、給食費、修学旅行費などの教育費の一部を援助するものです。

生活保護を必要とする程度に困窮している方、またはこれに準ずると認められる方を対象としており、前年度の所得によって審査を行います。

申請を希望される方は、学校又は学校教育課で申請書を受け取り、在籍する学校に提出してください。

## 注意!有害鳥獣(イノシシ等)の捕獲を行います

産業振興課 TEL 934-2223

近年、イノシシ等が山間部を中心に農作物や畑を荒らし、大きな被害が発生しています。被害を防止するために、次のとおり有害鳥獣の捕獲を行いますので、山林に入る際は十分に注意して下さい。

○期間 4月5日(木)～5月31日(木)  
○区域 町内山間部  
○方法 猟銃・箱罠による捕獲

**よもぎ蒸し**

宇美町光正寺にOPENしました  
**リラックス・ルーム**  
**「Leaf」**

○体験料金…¥1,900  
○ヨガ…¥800  
○アロママッサージ(20分)…¥1,000  
TEL 080-2752-4167  
お気軽にお問い合わせください  
代表:山崎 みよ

～よもぎ蒸し特徴～

①座っているだけで**ダイエット!**  
黄土座器に30分位座っているだけでエアロビクス3時間分に相当するカロリーを消費します

②**肌美人に!**  
黄土の土瓶でよもぎ薬草を煎じたら、普通の瓶の80倍の効果

③**女性に最高!**  
生理痛、不妊、婦人科系の改善が期待できます

## 福祉タクシー利用券のお知らせ

健康福祉課 TEL 934-2243

平成24年度の福祉タクシー利用券の申請受付を3月30日(金)より役場健康福祉課福祉係③番窓口・介護高齢者支援係④番窓口で行います。

福祉タクシー事業は、タクシーの初乗り料金を助成する制度です。

○対象者 次のいずれかに該当する在宅生活者の方  
※入院中・施設入所中の方は対象になりません。

- ①介護保険認定者要介護以上(要支援1、2は対象になりません)
- ②身体障害者手帳1級、2級
- ③療育手帳A判定
- ④精神障害者保健福祉手帳1級、2級
- ⑤特定疾患医療受給者

○助成内容  
【月当たり利用回数】  
・対象者①(介護保険認定者要介護以上)は2枚(年間24枚)  
・対象者②～⑤(身体障害者等)は、4枚(年間48枚)

【助成金額】  
・初乗り料金(550円を限度とする)

○申請に必要なもの  
①対象者であることを証明する書類(介護保険証・障害者手帳・特定疾患医療受給者証等)  
②印鑑(代理申請の場合は、代理者の印)  
③顔写真(縦横3cm以内・スナップ可)

## 地域包括支援センターが役場庁舎内に設置されます

健康福祉課 TEL 934-2243

平成18年度から久山町に拠点を置き活動してきた介護保険における地域包括支援センターが、4月より宇美町役場庁舎内に設置されることとなり、地域住民の方に、より密着した支援を行うことができるようになります。

高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となり、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的な支援を行います。

癒しの雰囲気を取り込んだ、光そそぐ斎場です。

しおん  
葬儀・佛壇・佛具の 斎 **紫恩**

**やまだ** 場

TEL 931-1000  
http://www.sajjousion.com/